

令和 6 年度第 1 回大分県西部地域医療構想調整会議

日 時：令和 6 年 9 月 30 日（月）18：30～19：30

場 所：日田市医師会講堂

次 第

1 開会あいさつ

2 議長の選出

3 議 事

- （1）令和 5 年度病床機能報告の結果について（報告）
- （2）推進区域の設定について（報告）
- （3）地域医療介護総合確保基金について（報告）
- （4）病床機能再編支援事業について（協議）
 - ① 中川泌尿器科
 - ② みよしクリニック
- （5）紹介受診重点医療機関の選定について（協議）

【資料】

- （1）次第
- （2）出席者名簿
- （3）大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱
- （4）資料 1
- （5）資料 2－1
- （6）資料 2－2

令和6年度第1回大分県西部地域医療構想調整会議 出席名簿

任期：令和6年1月19日から令和8年1月18日

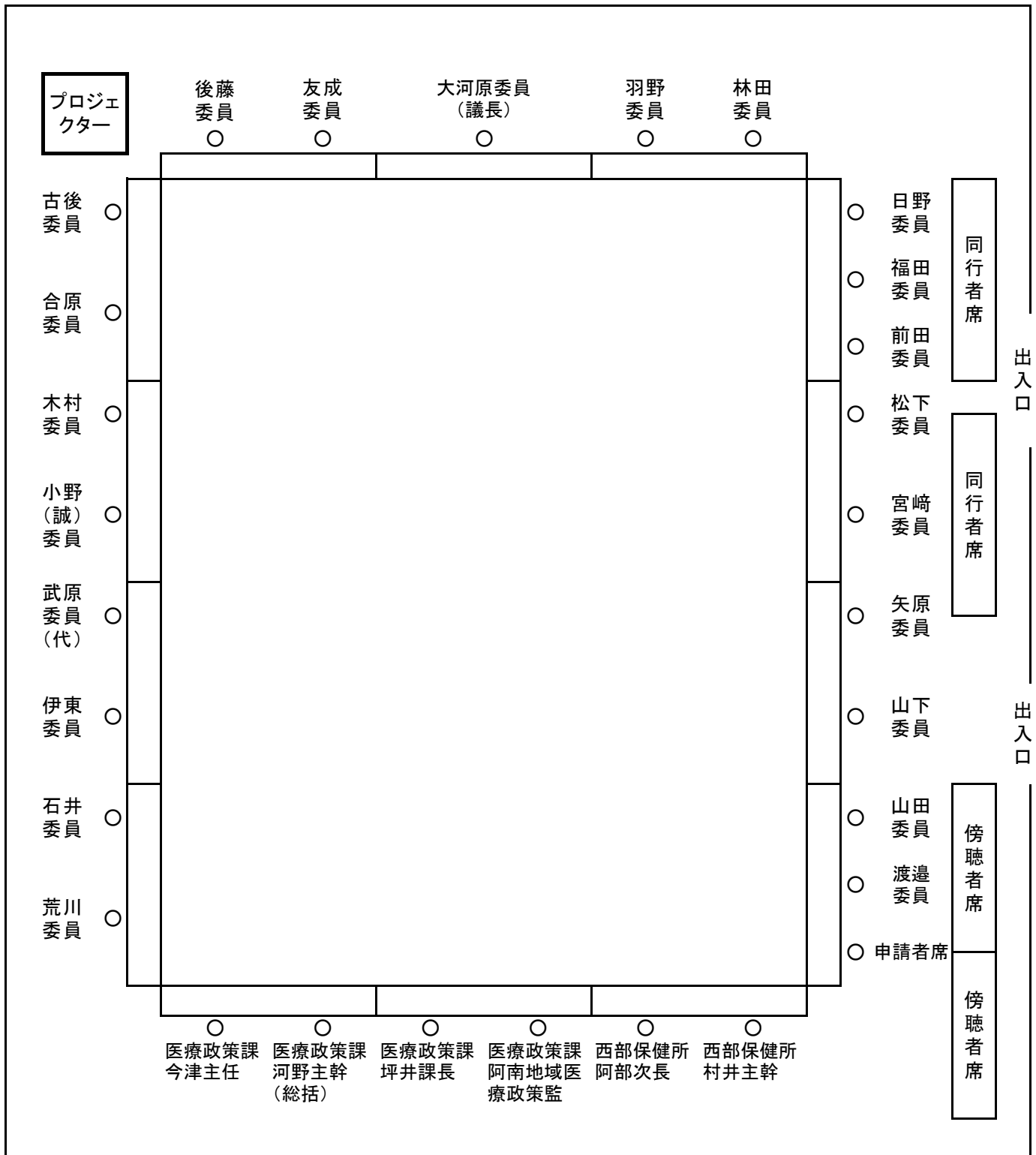
No.	所 属	役 職	氏 名	備 考	出欠
1	一般社団法人 日田市医師会	会長	大 河 原 建 也	大河原病院	○
2	一般社団法人 玖珠郡医師会	会長	友 成 正 路	友成医院	○
3	一般社団法人 日田歯科医師会	会長	合 原 誠 治	合原歯科医院	○
4	一般社団法人 玖珠郡歯科医師会	会長	倉 成 一 宏	倉成歯科医院	×
5	一般社団法人 日田薬剤師会	会長	伊 東 昭 彦	伊東薬局上野店	○
6	玖珠郡薬剤師会	会長	小 野 哲 郎	かすが薬局	×
7	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大分県済生会日田病院	院長	林 田 良 三	大分県済生会日田病院	○
8	公益社団法人 大分県看護協会	日田・玖珠・九重地区理事	江 藤 聖 美	西部保健所参事	代理出席 武原 恵子
9	医療法人秋水堂 若宮病院	理事長	石 井 聡 大	県病院協会推薦	○
10	医療法人玖寿会 高田病院	理事長	山 下 太 郎	〃	○
11	医療法人 福田医院	理事長	福 田 雅 之	日田市医師会推薦	○
12	医療法人咸宜会 日田中央病院	理事長	渡 邊 俊 治	〃	○
13	特定医療法人 聖陵会	理事長	山 田 和 典	〃	○
14	医療法人豊山会 矢原医院	医師	矢 原 淳 郎	玖珠郡医師会推薦	○
15	全国健康保険協会 大分支部	企画総務グループ長	後 藤 洋 嘉	医療保険者	○
16	老人保健施設 六和会センテナリアン	施設長	荒 川 佳 奈	老人保健施設	○
17	医療法人敷島 限診療所	理事長	宮 崎 秀 人	在宅療養支援診療所	○
18	日田市介護支援専門員協議会	代表幹事	松 下 收 一	ビハーラ豆田	○
19	玖珠郡介護支援専門員協議会	副会長	古 後 良 子	玖珠町社会福祉協議会	○
20	日田市健康保険課	課長	木 村 潤 一 郎	行政機関	○
21	日田市長寿福祉課	課長	羽 野 美 枝	〃	○
22	九重町健康福祉課	課長	日 野 幸 治	〃	○
23	玖珠町子育て健康支援課	課長	小 野 誠 介	〃	○
24	西部保健所	所長	前 田 泰 久	〃	○

大分県地域医療構想アドバイザー

1	大分県医師会	副会長	内 田 一 朗		○ オンライン
2	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座	教授	斉 藤 功		○ オンライン

令和6年度第1回 西部地域医療構想調整会議 配席図

令和6年9月30日(月)18:30～
日田市医師会 講堂



大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、大分県構想区域地域医療構想調整会議（以下「構想区域調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 構想区域調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議
- (6) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 構想区域調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 構想区域調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、構想区域調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 構想区域調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 構想区域調整会議は議長が招集する。

- 2 構想区域調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 構想区域調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 構想区域調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、構想区域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が構想区域調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。